

# 住民票（除票）の写し等郵送請求書（本人等以外の方用）

練馬区長 殿

申請日 年 月 日

## 1 請求者

### (1)手続きをする方

住所	2の方との関係	
フリガナ	生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
氏名	自署してください	電話番号

### (2)住民票の写し等を使用する方 上記1と同じ場合はチェック☑し、2に進んでください。

住所	上記1と同じ	2の方との関係
フリガナ	生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
氏名	法人の場合は「法人の代表者印」を押印	電話番号

## 2 どなたの証明書が必要ですか

住所	練馬区	
フリガナ	生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
氏名	電話番号	

## 3 何が必要ですか 必要なものにチェック☑してください。

個人のもの	世帯のもの	
住民票の写し（除票を含む）	通	通
住民票の記載事項証明書（除票を含む）	通	通
不在住証明書	通	

## 4 特別事項等の記載 チェック☑がない場合は記載を省略します。

世帯主・続柄	本籍・筆頭者（日本国籍の方のみ）
その他（ 以下は外国籍の方のみ 国籍・地域 第30条45規定項目（中長期在留者・特別永住者等、在留資格、在留期間、在留期間の満了日）	）

## 5 請求理由 使用目的・提出先をご記入ください。

（記入欄）
-------

## 6 送付方法 チェック☑がない場合は返信用封筒に貼付してある切手等に応じて送付します。

普通郵便	速達	簡易書留
------	----	------

裏面も必ずお読みください。

## ア この請求書を使用する方

以下の(1)～(4)に該当する方が、郵送で住民票の写し等を請求する場合に使用します。

(1)本人から住民票の写し等の請求の依頼を受けた方

委任状の同封が必要です。

(2)本人の法定代理人が本人の代わりに請求する場合

登記事項証明書または戸籍謄本など法定代理人であることを確認できる書類の同封が必要です。

(3)本人と同一世帯の方が除票を請求する場合

転出による除票の場合は、委任状の同封が必要です。

死亡による除票の場合は、請求が正当であることを確認できる書類の同封が必要です。

(4)本人と別世帯の方が請求（第三者請求）する場合

請求が正当であることを確認できる書類の同封が必要です。

上記の(1)から(4)に該当しない方が、郵送で住民票の写し等を請求する場合は、「本人・同一世帯の方用」の請求書をご利用ください。

## イ 個人番号および住民票コードの記載について

(1)個人番号および住民票コードは、本人、本人と同一世帯の方、法定代理人に送付するときのみ記載できます。

(2)お亡くなりになられた方の除票の写しには、どちらも記載できません。

(3)個人番号を法令等に定める手続き以外の目的で利用・提供等をした場合は法律により罰せられます。必ず、提出先と提出目的を明記してください。

(4)個人番号および住民票コードの記載が必要な場合は、上記(1)～(3)を確認した上で、表面の「4 特別事項等の記載」の「その他」の欄に記入してください。

## ウ 請求方法

以下のサイトでご確認ください。

練馬区 > くらし・手続き > 戸籍・住民登録 > 住民票の写し・住民記録の証明・閲覧 >  
郵送により住民票の写しを請求する場合(本人または同一世帯以外の方)

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/koseki/utsushi/yusokofu-honniniga.html>

行き違い等の事故に備えて、連絡先の電話番号を必ずご記入ください。

投函後、お手元に届くまで約1週間程度かかります。

練馬区様式の記載事項証明書について

特別に希望がない場合は、「住所・氏名・氏名の振り仮名・性別・生年月日」が記載されます。

## エ 請求先

練馬区戸籍住民課 住民票郵送請求担当

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所内

電話:03-3993-1111(代表)